

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令案の概要

内閣官房内閣人事局
退職管理第一係

1 概要

(1) 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理令」という。）第 13 条（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に準ずる職）の改正

- ① 退職管理令第 13 条第 1 項第 14 号に掲げる職について、独立行政法人統計センターに新設される情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長を規定するとともに、統計編成部に置かれる統計編成統括官の廃止、統計情報システム部の廃止に伴う同部に置かれる部長及び次長の廃止並びに情報技術センターの廃止に伴う同センターに置かれる情報技術センター長の廃止に伴う改正を行う。
- ② 退職管理令第 13 条第 1 項第 4 号ホ（人事院事務総局総務局に置かれていた課長及び参事官）及びヘ（人事院事務総局勤務条件局に置かれていた課長）、同項第 12 号イ中会計検査院事務総局事務総長官房に置かれていた上席研究調査官及び研修官、同号ロ中会計検査院事務総局第 1 局に置かれていた上席調査官並びに同項第 20 号の統合前の農林水産消費技術センターの主たる事務所に置かれていた部の長について、当該職に就いていた者の全員が離職してから 2 年が経過し、規定の適用者がいなくなったことから、これらの職名を規定から削除する。

(2) 罰則に関する経過措置

(1) ②の改正に伴い、現行の退職管理令第 13 条第 1 項第 4 号ホ及びヘ並びに同項第 20 号、同項第 12 号イ及びロに規定する職に就いていた者が、施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日